

第2号様式

法令適用事前確認手続回答書

平成22年4月8日

殿

国土交通省総合政策局建設業課長

平成22年3月23日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

照会のあった事実において、A社がB社から受注する予定のサーバー等の設置作業については、建設業法別表第一の建設工事に該当しない。したがって、A社は建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。